

會學濟經學大國帝都京 叢論濟經

號 六 第 卷 九 十 第

行 發 日 一 月 二 十 年 三 十 正 大

論 叢

營業税の不公平可能……………法學博士 神戸 正雄
 獨占の本質……………文學博士 高田 保馬
 道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

時 論

在滿朝鮮人の現状と其の救済策……………法學博士 末廣 重雄
 食糧問題と朝鮮の米作……………法學博士 河田 嗣郎

說 苑

リカアドの價值論に就て……………經濟學士 森 耕二郎

雜 錄

我國に於ける正貨の増減と金融繁閑との關係……………經濟學士 小川福太郎
 近世の農家經濟……………經濟學博士 本庄榮治郎

附 錄

本誌第十九卷總目錄

道德統計論概説 (五・完)

財 部 靜 治

目 次

一〇 道德統計論の研究目的

一〇

最後に道德統計論の研究目的につき考ふるに、學問的成果の重點は、實際統計學の各編を通じ、從ひて又道德統計論にありても、當該統計的結果を學問上順序立ちたる、概説として叙説するにあり、之につきても先づ第一に問はるべきは、割合に階梯的な形式の認識として、叙事史的具體的結果の叙説により、收め得べきものにあり、此部分の統計的知識は、伊太利學派の用語法に倣ひ、叙事統計學 *statistica descrittiva* と呼ばれ得べし、この知識を根柢より築き上ぐることは、第一に自存目的たり、されどそは第二に又更に進みて、第二段の學問的認識に、究め及ぼすの條件なり、この第二段の認識は歴史的具體的なものを本とし、普通の典型的結果を抽出するにあり、特に廣く積まれたる經驗により、確かめられたる如實及發展の常例及常理、並に之につき舉證するべき因果態の形態によるものは然り、こは叙事統計學に對し、解析統計學又は伊太利學派に倣

ひ、窮理統計學 *statistica unvestigatrice* と呼ばれ得べし。（拙著社會統計論綱一〇七頁參照）

實際統計學の一部門愈々複雑となり、又問題とせらるゝ實際査定が、時間的又場所的に齊一條件の下、又齊一なる仕方により、遂げらるゝこと愈々多きに従ひ、解析統計學は深刻なる抽象、國際的材料に立脚せる抽象に、踏込むこと愈々多きを得べし、人口統計論の現況は、大體に然りとすべきものあり、然るに道德統計論にありては、就中意義多きものとして數へらるべき査定上、假令ば刑事統計的査定上、國際的比較適性の條件、尠くとも今日迄は全く備はらず、又は著しき部分につき之を缺くの事實あり、そは材料の性質に由來せり、從ひて此範圍に於ける學問的研究の大職分は、大部分叙事史的に具體的なるものを明かにするにあり、而も亦一般叙説の目的上遺漏なきを期すべき、之が一教科書に於ても、尙叙事史的具體的材料として、兎に角得られ得べき一切の材料を、完全に傳ふことは之を斷念すべく、寧ろその中につき適當なる選擇を遂ぐべし、その選擇につき一面決定的たりとすべきは、本國の統計的査定により、授けらるゝものを顧慮することに存ず、他面には又諸部分に關し一外國に於て、特に注意して仕遂げられたる調査により、惹起さるゝ特別興味を顧慮すべし。

一般に通用すべき法則と、推測せらるべきものを掴むことは、道德統計學者としては大に誠しむるの要あり、後に尙一層詳説すべきが如く、道德統計の率先研究者は、狹き土台の上に立入り

たる研究を急ぐの方針上、大膽なる假説を立て、一般的常理と推測せらるゝものの、悦ばしき建物を建設せんとせるも、恰も當時の觀察材料乏しかりしことを考ふるときは、幾分か恕すべきことと謂ふべし。Süssmich, Guerry, Quételet は道德統計的研究の粗野時代に於ける、かゝる率先者の典型なり、特に Guerry 及 Quételet は自から「道德統計論者」を以て任じ、殊に前者は好みて又自から明言せる如く、道德解析 *analytique morale* の代表者を以て任じたり、Süssmich はかゝる名稱を用ゐざりしも、道德上意義ある人間行爲の、常理に關する根本思想を獨逸に於て始めて表明し、而も「道德統計論者」の出づる古き以前に之を表明せり、唯氏はその神學的目的論的見地より、かゝる常理ありとし、分別ある人間の自由行爲も、亦悉く神の監督及支配の下に立つとせり、後世道德統計の粗野時代に次いで、當該統計材料を増し、周到なる個別研究の發達となり、かくて普通に通用すべき法則存すとの、粗野時代より受繼がれし信念は、動かされしことも珍しからざりき、かくて學問上にありては研究の評論、及詳細を究むべき分類研究の必要を承認すること重きをなし、その結果絶對的常理に代らしむるに、相對的性質を帶べる、常例及典型を以てすることゝなれり、特に道德統計論はその研究範圍とは縁遠き、何れの想像をも避けつゝ、解析の歩を進め、かくて社會生活内に起りし、道德的意義ある諸現象の關聯、及之に一部の影響を及ぼすべき諸原因を明かにせんとすることにより、最もよくその職分を果し得べし、現今道德

* Cf. Wirringhaus, op. cit., S. 406.

統計論は大體に益々分れ行く、仔細研究を遂ぐるの時代にあり、之がため同時に夥しく分岐されたる觀察の廣き土臺に立ち、包括的考察を遂げ、一般的又抽象的な新洞察を收むべき、未來の一新時代への基礎は準備せらる、かくて總括的に吾人は言ひ得べし、統計にとられたる現象の恒同を、普通規則視せる古統計學者の假定は實證せられず、又恒同現象は恰も稀に起ると、されど他の一面に於て大多數の現象が、何等突然の非常變化を示さず、從ひて廣義に於て相對的に大なる不易性ありと、說かれ得べきことも確かなり、自然及社會は尋常的には何等の跳躍をなさず、恒同は現今にありては最早一時行はれし如く、重大と考へられず、その理論的意義は弱められたり、之に反しその實際的交渉範圍は重大なり、即ち幾多社會大量現象の恒同は、之が行政を容易ならしむ、假令ば犯人の數可なり恒同なることなしとせんか、監獄を或は俄かに擴張するの必要を告げ、或は俄かにその空虚なるを發見するの、危險に何時も曝されん、素より多くの範圍にありては、元來達成に努むるの價值ありとすべきもの、恒同にあらずして發展にあり、即ち福祉及消費の増進、犯罪及自殺の減少等は然り、^{*}恰も此趣旨を認めたる Wenczkern が、その著書經濟學中に説ける所は、格別新説とすべき所なしと雖も、措辭痛快なるを以て、併せて紹介せんか、惟へらく現時にありては數十年前に於けるが如く、統計上の常例を、單純に永遠の積り付けとして受入るゝことなし、素より疾病及犯罪は、何時か全然その跡を絶つが如く、なし得ざるは死亡

* Cf. Žižek, op. cit., S. 170.

と異なることなからんも、第二十世紀にありては再び宗教を承認するに至りし學問の力と、宗教、技術、法律及行政と相待ちて、遙かに健康又強壯たり、法律上風教上遙かによく訓練されたる民衆を、生ずるに至るべきや疑を容れず、詳言すれば輓近の自然科學、衛生及醫學は、既に身體上及精神上に於ける、人の疾患全般につき、諸事情を大に一變せしめたり、又倫理的法制上刑事政策上に於ける、見解の發達ありしたため、疾病に對する鬭爭上變化を遂げしと同様、犯罪に對する鬭爭につき、變化を惹起すの幾多緣由を授けたり、かくて又疾病及犯罪に關する統計々數は、最早必至の自然法的永遠事情を窺はしむと、説き得ざるに至れり、而して右の如き數十年前の見解と、輓近の見解と、莫大の相違ありとすべき點は、現今疾病及犯罪の統計を出來るだけ完全ならしめ、依りて疾病及犯罪の程度を明かにし、かくて身體上風教上の缺陷に關する、一意識の刺戟を收め、從來威力ありと認識されたる、この害敵に對して、知識及技術の武器を以て臨み、大に之を少からしめんとする所にあり、要するに凡て是等考察の重點は、人口及道德統計を以て、過去に悲しむべくも存在せし事實を、告ぐるに過ぎずとし、そは今後も常にその儘に存すべく、又は存し得べきことを、全く告ぐるることなしとする點にあり、統計を以て運命の神として祭り上げれば、恰も人に對する一犯罪たり、統計は單に吾人に示すに、戰ふべき敵を以てするに過ぎず、かくて又學問、技術、倫理、政策の發達により、統計上捕捉し得べき害敵、特に疾病及犯罪に對

する闘争に、當るの職分を授くとせり。*

今日に於ける學問的研究の重點は、處分し得べき一切の道德統計材料を、注意して利用し、依りて第一には此材料により確かめられたる、社會事情を充分に明かにし、又この事實につき究め得たる諸分類の、様々なる組合せを挿み、かくて最初は先づ限られたる範圍及期間につき、諸典型及因果態を究明するの準備を積むにあり。將來に期待するべき最終研究目的は、道德上意義ある現象の常例及常理として、個別的に確かめられたる典型及因果態の夥しき中より、多少の確實性を以て一般的と立證さるゝ、人間社會生活の大量現象を釋明すべきものを、概括的に認識するにあり、道德統計論上この最終理想を、達するの妨げたるべき大困難につきては、既に示せる所ありき、即ちその困難は特に觀察元素の國民的採擇屢々相違せるに基づけり、特に刑事統計の範圍にありては、實質的刑法並に刑事訴訟法國別に特異を示すを以て、國際比較のためには殆んど踰越すべからざる困難を示す。かくて個別の問題としては、最も普遍的なる右道德統計的法則の最終假説を、立つる迄にその研究を進むることを、全く斷念すべく、又は當分の間丈け斷念するの要ありとするも、今日可能なる研究として、狭く限られたる觀察範圍内に於て、隨時遂げらるべきものゝためにも、尙效果多き攻究の廣き範圍は殘さる、即ちかゝる研究を本とし、相對的性質を帶べる、典型及因果態の多岐多方面なる認識を遂ぐべく、特定の國民及階級民並に特定時代

* Cf. Wenckstern, Einführung in die Volkswirtschaftslehre, 1903. SS. 194, 195.

及期間の、人間道德生活の狀況につき、他の仕方にては達し兼ねべき、固有洞察を遂げ得べし。

實際統計學の各部門の研究目的としては、上に説明せる如く統計的査定による實質的結果を、學問的に筋途立てる總覽として、叙説すること第一次に來る以外に、統計學的研究のための材料收得の方法につき、教へ込むの職分を伴へるや前述の如し、その方法が細目に亘り、適切なる統計調査の特異に關する程度に於ては然り、統計材料收得の一般論は、統計の一般學理中に説き果さるべきを以てなり、而して統計學の職分を、かく廣く觀するの一結果として、統計學の系統論中、調査の結果が説かるべき場所にて、調査の實況に關する叙述も、亦添附さるゝの要ありとすべし、されど此點につき恰も道德統計論にありては、別に尙一特異あるを注意すべし、即ち道德統計論の範圍に關し詳説せる如く、道德統計材料の一部中には、一次的に道德統計的たらざる材料の全範圍中より、當該材料に於ける特殊の個別事態が、鮮明なる道德統計的意義をも亦具有する程度に於て、之を選び出せるものあり、かゝる場合に材料收得方法の説明は、當該材料が第一次に所屬すべき、統計學の部門に依然として留保せらる、統計學全系統論の一部としての道德統計論にありては、此場合に査察及整理の方法及技術につき、何等説くべきものを見ず、されど道德統計論の範圍に、その立脚地をおくべき諸材料にありては、道德統計上如何に意義ある結果が、この材料より抽出され得べきかにつき、示さるゝのみならず、更に又その以前の材料調達が、如

何にして遂げらるゝかをも示すべし、即ちこの範圍にありては、査察及整理の方法及技術に關する、仕組の特異につき細目を説明するの要ありとす。

以上説ける所の結果道德統計の一系統論にありても、學問的吟味を施さるゝ、社會大量の大別と關聯して、隨時材料の査察及整理に關する、規定の要覽をも亦授くるの要あり、そはかゝる規定が他の一觀點より、又他の材料分類の下、統計行政系統論の本來的内容となり、兼ねて査察及整理規定のあらゆる細目を、詳細に窮め盡すべきと異なることなし。又説明の完全を期するの目的上、一定の場合には學問的統計の當該部門にとり意義ある、査察及整理規定を問ふのみならず、その規定の完全なる組み立をも問ふことを要す、從ひてその規定が概して行政的にのみ意義あること、又は實際統計學の具體的實質的部門の、範圍以上に亘るべきことを、示す程度に及ぶ迄之を問ふ、假令ば刑事統計論は道德統計論の一大物體たるを以て、道德統計論の完全なる一系統論にありては、刑事司法統計の全方法及技術は、概して所謂事務統計として、問題とせらるべき程度迄問はる、夫れ事務統計の結果は、部分的には全く統計學的研究の材料たらず、その材料たりとすべき程度に於ても、大部分は道德統計論の範圍に屬すとすべきよりも、政治統計論の範圍に屬すとすべきもの多し。而して右の見解によれば、統計學系統論の範圍内に於て、同時に行政統計の大體の仕組に關する要略も、別に學問的觀點により決せらるゝ排列に妨げなく、併せ説かる

べきことを保證す。

道德統計論に於て之が開拓以來、學者が特別の興味を注ぎて探り、又發見し得べしと信せしものは、「一見思ひ／＼に出づる」人間行爲に關する、比例數の常例及恒同たり、引いてその恒同と自由意志との關係如何の問題は、古き經驗に従ひ統計學者にその解決を迫る、後の問題に答ふるは素より統計學の分たらず、統計學者としては社會生活の常例常理視すべきものを、獲る能はずんば即ち已む、假りに之を究め得たりとするも、單に之を顯はならしむべき計數系列を示し、それはそれ自體作用すべしとし、その以上に別に因はるゝ所なくして可なりと雖も、由來統計學者その分を忘れ、此問題の哲學的考察に入るを、讚美せるの事蹟あるを以て、以下之が梗概を繹ぬることゝし、先づ簡單に之が沿革を問ふことゝす。

道德統計材料の性質上、自から英蘭に於ける人口學的研究の創立者 John Graunt 並に獨逸に於ける同種研究の一大警醒者 Süssmich をして、その著者中道德統計論的なるものに、觸るゝ外なきに至らしめしは自然なり、されど又兩者の何れも、人口統計論及道德統計論に、共通なる範圍以上に脱出し、後者のため獨得とすべき範圍を制限し、取扱ふの機會を捕捉せざりき。即ち Graunt が諸死亡原因を研究せるや、人の意志行爲に根元し、又は明白に之と關係あるものにも、觸るゝの外なかりき、又諸疾病につき議せる際、自然に精神上の疾病にも亦その説明を及ぼすべき

ことゝなれり、かくて氏は幾何の人任意行動の結果として、規則正しく死するかを確かめ、依りて一の史的具體的事實を確かめ得たるのみならず、之と幾分か異なるものにして、右の史的記錄に附帶して、必然之に續くべしと限らざるもの、換言すれば右の事例發現の常例を假定し得たり、詳言すれば氏は疫病による死亡を、偶然死亡に數へたるに反し、自殺者及被殺害者の數は、總死亡數に對し、恒同の比を示すことを發見せり、而して精神錯亂者につきては、極めて慎重に議せり、一健康者につき精神錯亂となるの蓋然數、幾何なるかを算定するを得ず、一切の事例未知なればなり、されど現に健康なる者千につき、約一の蓋然數は之を豫言し得べく、又その人は七年の經過以前に、Bedlam（有名なる癲狂院）内にて死せざるべきことを豫言し得べしと。次に Süssmlich につきて見るに、現今道德統計と呼び得べきもの、痕跡は、特に氏が一夫一婦及一夫多妻につき議せる諸章、並に倫敦に於て「多くは自己の過失により、死に至れる者」につき攻究せる所に、之を發見し得べし、而して後者中氏の數ふる所は、暴飲による死者、行倒れの死人、自殺者、被殺害者、斬首死刑囚、花柳病による死者、母乳による窒息者なり*。

Süssmlich により始められ又努力されし所は、半世紀以上休息したり、その間 Göttingen 派の意味によれる國誌スナッスナックは、熱心に研究せられ、「統計の哲學」（一八二六年かく題せる著書初出）も亦伊太利人 Melchiorre Gioja により考案せられたり、英人は死亡統計の研究に従事し、又著名なるが如く

* Cf. Schnapper-Arndt, op. cit., SS. 414, 415.

巧妙に、計數材料を經濟學及商業に利用せり、されど固有の道德統計論にとり、一期を劃せるが如き新運動始まれるは、前世紀三十年代以來のことなり、右の進運につき第一刺戟を與へ、意義ある指南者の勤めをなせるの功は、之を佛白人に歸すべし、此點につき第一に推すべきは Guerry なり、されど凱歌を擧げ得たる者は 有名なる白耳義人 Oglethorpe なり、彼は自然科学的觀點より、此範圍を一系統論に編成せるを以てなり、(倫敦統計學會雜誌一八五三年分 Vol. XVI, Part. I. に掲ぐる、同學會の目的及進歩に關する所說中、統計の分類を示せるものによるに、「道德統計」てふ名目全くなく、犯罪統計は政治統計と概括的に呼ばれ得べきものと共に、保安統計 Statistics of Protection てふ總概念の下に包括さる) 詳言すれば道德統計論が、獨立の一地位を要求し得るに至れるは、佛蘭西に於て、佛國刑事司法行政通報 *Compte générale de l'administration de la justice criminelle en France* てふ表題の下、官廳統計書年々發表せられ、一八二五年來の事實を、傳ふるに至りし以後のことなり、その之あるに至りしは Guerry de Champneuf の功に歸すべき所なるが、その人との後間もなく、道德統計論の範圍に於て、盡す所ありし辯護士 André Michel Guerry とを混同すべきに非ず、即ち後者は一八二九年統計に屬する一小論文を草せる後、道德統計を始めて詳細に取扱ひ、*Essai sur la stat. morale de la France*, '33 及 *Statist. morale de l'Angleterre comparée avec la statistique morale de la France*, '64 を著はし、犯されたる犯罪及刑の言渡しありし、人々に關する佛國材料を土臺とし、刑事統

計論を編み、英國計數との比較を試みたるも、當時に於ける佛國統計學者一般の風に倣ひ、狀況の敘説上計數を重んずるの趣旨に努めたるのみにて、その以上に常例の指摘解釋を眼目とすることなく、單に道德統計を以て文明史的常例を、指摘するの一補助方便視せるのみなりしより(拙著ケトレーの研究七九頁以下参照)永續的勢力を占むるを得ざりしが、次いで後世に大勢力を及ぼせる、統計學者の一人となりし Quéquet は、當時尙専門天文學者なりしも、前記官廳統計の諸表より、道德統計論的研究の材料を汲み、その諸計數に研究を施し、統計上の常例は人の生死に於けるのみならず、その道德生活に於ても示さるゝことを、強き語勢により指摘したり、そは Rümelin の語によれば、學者としてその計數に當然施すべきものなりき、即ち Quéquet の觀察によれば、犯罪數自殺數等多年を通し、略不動を續くるの事實に基づき、人間社會にありては自然法的必至により、年々豫かじめ略確定せる犯罪數を、生むとの立入りたる結論を下し得べしとし、而も亦その主旨をして高調子に説かしめしより、間もなく識者間に反響を惹起したり、その論旨に對しあらゆる論戰及制限あるに拘はらず、その反響たる今日尙鳴り止まざる所なり、氏の著人間論中の有名なる文句として、普ねく引用せらるゝ所によるに、「世人が駭くべき常例により、支拂ふべき一豫算あり、監獄、鎖及斷頭臺の豫算は之なり」とせり(ケトレーの研究一五七頁参照尙同一六八及一六九頁の引用文參考)

右の如く法律違犯を豫算視 Buttgesserung するは、道德統計論に於ける最初の貢献にして、又正當に一期を劃したり、唯 Obedet による最初の研究は、特に佛國司法行政の結果を問ひつゝ、數ヶ年間に限られし刑事統計を利用し、而も亦その一生涯を通じ、大體に右短期間に限られたる研究の結果に、信賴するの事情を續けたり、その後に於ける刑事統計發達の結果、佛國の同一材料によるも、亦截然通有現象たりと、立證され兼ねべき諸事項につき、Obedet が種々の常例示さるゝが如き面影を發見せるは、右の如く觀察期間短かりしの事情により、釋明し得べき所なり（ケトレの研究二〇六頁以下參照）、此方面につき評論を、一層深く進むことゝせんか、刑事統計の技術的枝葉に立入るべきことゝなるを以て、之を不問に付するも、別に又刑事統計の結果により、相當程度の齊一性を窺はしむるもの、尠からざることも否定するを得ず*。兎に角 Obedet が發せし右の立言により、人の意志自由は否定され、尠くとも著しく局限せられたり、素より氏自身はこの結論を明白に下すことを躊躇し、別に人の自由決心により、かゝる「犯罪への傾き」に著しき改善の影響を、及ぼし得べきことを明白に認めたり、右の結論上氏以上に馳せしは、氏以後に於ける氏の祖述者にあり、特に英の天文學者 Sir F. W. Herschel は、一八五〇年人間の自由は、全く喪はれたるかど決定的に論斷し（此論文を緒言とせるケトレの社會物理論獨譯 Soziale Physik oder Abhandlung über die Entwicklung der Fähigkeiten des Menschen, übers. von Valentin Dorn. 2 Bde. は一九一四年及一九二一

* Cf. Mayr, Gesetzmässigkeit usw. S. 332.

年に出づ) 又英國文明史の著者 Buckle は、一八五七年同著中人のあらゆる行爲につき、自然法的必至は假想さるゝの要あり、かくて自由意志の定数は、全く棄てらるゝの要あるを明言し、結果に於て宿命論たる右信念の下、統計を土臺とし全史學を建て得べきことを期待せり、その意見は次いで Wagner の常理論 *Gesetzmässigkeit in den scheinbar willkürlichen Handlungen*, '64 中、同時に擁護又反對せられたり、Quetelet の立證材料により、許さるゝ程度以上に逸出しつゝ、嚴に貫かれたる演繹と、大數の取扱ひ振りとに於て之が擁護あり、Quetelet により明言されし各定道論的反對の態度を、詳しき理由は付せざりしに拘はらず、一層明確に採れる點に於て反對ありき、その他の統計學者特に伊太利の統計學者は、Quetelet の自然法的強制思想に關し、群衆につきては好みて之に聽從せるも、個人につきては自由を固持したり、Messadaglia, *Studi sulla popolazione*, '66 Corradi の伊太利衛生論 Bodio, *Statistica nei rapporti coll' economia politica*, '69, E. Morpurgo, *Statistica e le scienze sociali*, '76 (七十一年の獨著あり) の如きは然り、特に Morpurgo は徳と背徳とを、個人として自由に選び得べきも、群衆 律すべき法則に對しては無力なり、統計が是等法則の認識により、人間の智能及道德力の發展と、倫理的世界秩序とを確實に明かにし得べきは、物理が實在の機構を明かにすると異らずとの、調和意見を吐露したり*。

この種の言明及この意味による研究起れるより、道德統計論が獨立 科の知識として、存立し

* Cf. August Meitzen, *Geschichte, Theorie und Technik der Statistik*, 2. Aufl. '03 S. 60

得たる後間もなく、全く非凡なる興味は之がために喚起されたり、即ちその統計は社會の社會的良心に對する、一大警告たるの觀あり、その結果右計數の時間的恒同は、多數學者により多年の間、人間の意志自由に反對するの、一論旨に供せられしも、かゝる觀念は倫理學及心理學上通用せる、基本原理と衝突すべく、その觀念の至當なること立證され得べしとせんか、二學はその根本を覆へざるゝの外なかるべし、かくて二學の代表者は一般に、かゝる主張を斥ぞけたり、今倫理及心理的見地より、かゝる道德統計觀に正面より反對せし、數著を擧げんか。先づ M. W. Drobisch, *Die moralische Statistik und die menschliche Willensfreiheit*, '67 は Wagner を彈劾じ、意志自由を放擲し、かくて道德的責任觀念は、主張され兼ねるの觀あらしむとなし、A. v. Oettingen, *Die Moralstatistik und die christliche Sittenlehre, Versuch einer Sozialethik auf empirischer Grundlage*, '68 は Wagner を以て宿命論に陥るざるを得たりとせるも、その演繹論を是なりとせず、かくて氏は一面自然主義世界觀に立脚せる、Quetelet の社會物理に反對し、他面氏の所說によれば原子論的唯心論に立脚せし、普通神學上行はるゝ個人倫理に反對して、社會倫理の神學的系統論を建設せんとせり、而してその系統論上出發點とせる所は、人に意志の働あるを得ずとせば、國家も教會もその意義及目的を喪ふべきこと、人につきその人間共同體とのあらゆる關係を、全く引離すの望なきこと、人間共同體は渾圓の一體をなすを以て、個人をして私慾のみを以

て、その行動の動機たらしむるを許さゝることに存したり、又 A. Heusermann, Die Bedeutung der Statistik für die Ethik, '76 は、大數に於ける小動搖のみを、人の意志自由に歸せんとし、大數の法則を以て、無條件に強制の效力ありとするは、倫理上全く無價値たるべしと主張し、素より因果關係の法則あるがために、人の行動は相當の理由の下に行はるゝこと、充分に立定せらることを要求すべきも、その法則上自由を排除することなくして、寧ろ之を包容す、蓋し各行爲を以て、動機につき秤量し、強制を伴はずして可不可を決すべき、一本體の道理ある產物と看るべきことを、その法則は要求すればなりとせり。^{*}

されど道德統計論者により提出されたる問題の解決は、統計論それ自體固有の領内に於て、一層有効に與へられたり、即ち齊一なる計數系列あるの理由及その統計的必至は、道德的自由決心に對する一強制、否一般に意志の自然法的制限とは、全く無關係たるべきこと、立證確信せらるゝに至り、統計常例の解釋と、哲學上の自由意志問題とは、沒交渉たり得べしと説かるゝに至れり、かくて假令ば G. Rümelin, Über den Begriff eines sozialen Gesetzes, '67 が、道德統計論者により示さるゝ計數比例を本とし、Buckleにより觀せられしが如き意義の、法則視さるべき強制的必至は、群衆にとりても個人にとりても、生み出さるゝことなきを夙に論ぜしや、適切とすべきものありき、氏が自然により左右せらるゝこと多き、出生死亡の常蓋然數と、人間行爲の統計常

* Cf. Meitzen, op. cit., S. 62,

例との間に、區別を付せんとせる立言に對してさへも、今や統計上評論の餘地あるに似たり、即ち氏は右の論文中「予が次年内に、四九對一の蓋然性により死せんこと、統計により説かれたりませんか、予は從順に首を垂れん、されど予が四九對一の蓋然性により、一犯罪を犯さんことを説かんとしたらば、予は之に反抗して叫ばん、喙を専門外のこと容るべからず」と説きたるが、鋭敏なる同學者も右主張の前半にありては、全然正しとするを得ざるか如し、蓋し統計としては右二事例につき、甲が乙より勝れりとも、又劣れりとも説くを得ざればなり、即ち統計が五十人につき、従米の經歷に従へば、次年内にその一人死せんと説きたりとせんか、そは一條件の下に之を説くものなり、詳言すれば觀察の結果五〇分の一の、死亡數を示せる人々の合衆内に、含まれし罹災者非罹災者の特殊混合歩合が、右五〇人の中にも含まるその、條件下に之を説くものなり、されど健康上死亡の危険なき各人が、彼にあてはめられし右の死亡蓋然數を、當然拒み得べきは、道德上自から高しと感じたる *Reichlin* が、彼にあてはめられし犯罪蓋然數を拒めるとき、恰も同様なるを得べし。他の一面に於ては又所謂恣意的行動につき、常例を知覺せることを以て、自由意志の舊論争に一新論旨を授けたりとすべきに非ることも、説かるゝの要あり、即ち意志自由主張者も亦實際にありては、一人の性格がしかしかのものたりとせば、その人の行爲は自然現象に於けると同様、之を豫言せしむべきことを、元來決して疑ふことなし、^{*}現に Kant は

* Cf. Schnapper-Arndt, op. cit., SS. 416, 417.

自由意志の唯心論者たりしに拘はらず、社會諸學上常例を究明し得べきことを、充分に認めたり、その一所説によるに、「形而上學に於て自由意志の意義、如何に説かれたりとするも、人の行爲となりて現はるゝ所にては、その他諸現象に於けるが如く、事物自然の普通成行による、普通常例により決定せらる、是等意志表現の詳敍に當るべき歴史は、その表現を生むの諸因、如何に深玄の間に潜めりとするも、一の希望は棄つることなし、詳言すれば自由意志の作用を、大仕掛に觀察しつゝ、その間に規則正しき運行を、發見し得べしとするは即ち然り」とせり。*

道德統計上の常例解釋を適切に試みたる諸研究中特に G. Schmoller, Über die Resultate der Bevölkerungs- und Moralistik, '71 及 G. F. Knapp, Die neuen Ansichten über Moralistik, '71 は、一樣なる大さの結果が、規則正しく繰返さるゝは、外面的たると内面的たるとは兎も角とし、一樣に強き原因が引續き存在すること以外に、何事をも立證せざること、又この常例は素より最も容易に又過急に、一自然法を假定することにより解釋されしも、その常例は決して物理的法則の結果同様に、嚴重なることなきを、詳細又明快に説破せり、又 Chr. Sigwart はその著論理學中(第二卷一八七八年五二八頁)更に解釋を進めたり、惟へらく規則正しく繰返さるゝ計數は、個々の事例につき現存せる諸原因により、共同體の一部分の上に示さるべき影響が、時を異にするも平等に分配さるゝこと以外に、何事をも表明せず、然るにかく時を異にするも齊一に分配さるゝ

* Cf. Kant, Idea of An Universal History, cited in Gide, Principles of Political Economy, tr. by Jacobsen. p. 13.

の結果は、各別に獨立又可變にして、又各種の法則に従ひ影響すべき諸原因の多數が、その數及組合せ上齊一を續ぐべき、多量事物に働きかくべき際に、恰も期待さるべき所なり、吾人をしてかゝる齊一分配を、期待せしむるの事由たるものは、恰もその偶然性にあり、かくて寧ろ個々の一時期にかゝる事件の堆積せるものにつき、一特別原因を捜すの要あり、計數の常例は之を左右すべき諸事情が、齊一を續くることを斷せしむるに過ぎず、かくて恰も現象に不規則を示し、特殊事件著しく頻繁となり、又は稀少となれることにより、特別原因の存在を指示すべしとせり。^{*}

以下 Lexis 及 Wirminghaus が前に引用せる論文中、説ける所を骨子とし、前記諸學者の所説に補説する所あらんか、Quelet が犯罪の豫算と呼べるが如きもの、實際に立證されざるは前にも説けり如く、寧ろ幾種かの犯罪はその頻繁程度の永續的增加を示すも、普通には全く不規則なる期間によれる、大動搖を發見せしめ、之につき單純なる自然科学的意義によれる、所謂常理は一つも發見し得べきに非ず、その動搖は寧ろ多くは明瞭に立證され得べき、經濟上、社會上又は立法上の特殊變動を、反映せるものに過ぎず、かく甚だ不規則なる變動、又は認識され得べき原因により、左右せらるゝ變動にありては、人間自由意志の問題は、全く之を不問に付し得べし。されど一統計系列が尋常以上の安定を示し、換言すればその諸偏倚排列上の變化程度が、數

* Cf. Meitzen, op. cit., SS. 63, 64.

理上の分配例に比して尠き際には、外觀上交互獨立の事件間に、疑もなく何等かの内部關聯あることを發見せしめ、又は強壓的にその事件を生ましむべき、一の法律秩序又は社會秩序あることを察せしむ、事實上交互獨立の個別事件たり、かくて又形式的に規律せらるゝとすべからざる個別事件につき、觀察系列の安定性尋常に現はるゝ場合、又は動搖が時として尋常以上に出づるも、尙その全系列の通觀上、同一中數値に幾多偶然偏倚を伴へる、系列視され得べき場合に限り、自然法的事變との類似を發見し得べし、即ち一計數比例多年を通し、略恒同を續くる際には、それは將來に於ても亦可變たることなかるべく、かくて又その事件を左右せる一の力ありと推測し、積極的にその計數的常例を生み出さんとすることを、假定することゝなり易し、即ちかゝる恒同を以て、交互の關聯なく並存する、個別事例の結果に歸せずして、寧ろ夫等事例を内部より、拘束すべき共通原因として、個人の自由意志とは無關係に、その作用を及ぼすべきものに歸することゝなり易し、されど一統計系列に於けるかゝる變化性微弱は、個別的及社會的諸事由より合成され、極めて複雑なる原因複合にして、觀察されたる現象の基本となれるもの、長年月を通し停滯狀態を續くるの事變を、計數的に表明せる符牒に外ならざるは、かゝる一系列上引續き惹起され、何人をも驚かすことなき變動が、夫等原因複合に於ける、引續ける變動に相應することゝ異なる所なし、且又一道德統計々數が、一時の間可なり恒同を續けたりとするも、それは將來も永く略

同一の大きさを、續くるならんと假定すべき充分の理由は、實際には全く存せず、寧ろ問題となれる種類の事件に、關係ある諸状態の各變動は、即時に夫等の計數に反映せらるべきや、かゝる計數の上昇又は下降趨勢も亦かゝる變動により、突然一新轉換を見ることがあり得べきと異らず、特に刑事統計々數は、社會状態の善感的試金石たることを實證す、然るに假令ば私生の比例數の如き、一層永き期間に亘り一層大なる安定性を示すも、その安定性は尙依然として尋常以下たることと判然たり、換言すればその諸偏倚の變化程度は、數理上の分配例以上に大なり、而してかゝる相對的恒同を最も頻繁に發見するは、二次的蓋然比例にあり、假令ば未婚男及未婚女間婚姻數の、婚姻總數に對する比例の動搖は、普通年婚姻率の動搖に比して尠し、又自殺につき女子の預れる割合變動は、一般自殺の相對的頻繁率の變動より尠し、特殊方法による自殺選擇の蓋然數につきても、亦同様に謂ひ得べし、されど統計々數のかゝる相對的固定性を、正當に判斷するためには、その安定の程度が大多數は、内部拘束なき大量現象にありても、尙之あるを期し得べき最高程度の安定、換言すれば適切に仕組まれたる籤引きの、結果により示さるべき安定程度に、達せざること遠きを常に記憶するの要あり、換言すれば從來究知されたる道德統計的比例數中、割合に安定なるものありとしても、それは現象間の自然法的内部關聯として、常數を生むことに預りて力あるものを、假定せしむるの外なき程度迄、安定を得たるものなし、夫れ道德統計々數は機

機械的原因づけられたる、事件に關せずして、個別の動機により惹起さるゝ、人の行爲に關す、唯その動機が外部諸事情により、影響さるべきは素よりなり、而して同種の動機は絶えず多數人により起さる、凡そ人間交際界に於ける吾人の行動一切は、特定事情の下他人が、如何に行動すべきかの打算を本とす、精神上道德上特殊の特質を有する人が、特別の外部事情に處し、特殊の動機により動かさるゝ際、甲又乙の犯罪、自殺等を行ふに至るべきことは、個人の經驗によりても示さるゝ所たり、他人の意志行爲が之に授けらるゝ諸動機とは、無關係に行はるべしとせんか、教育も刑罰も何等の意義を有せざるべし、夫れ然り、同一なる意志は全く一樣なる事情の下、又全く一樣に反應すべきことを豫期し得べしとせんか、之が必至の結論として、萬人意志の組合せ上齊一を續くべき人口にありては、齊一を續け又は變化すること尠き諸誘引の下、齊一なる事件又は僅か計り相違せる事件、起るべきことを期し得べし、實に吾人は謂ひ得べし、一國民の所屬者中常に特定の割合は、特定の平均度合により、輕躁又は懶惰なり、又は逸樂を好み、殘忍又は癡猛なり、その他種々の特質を數へ得べく、全員の間に於ける是等性格の特質分配が、好しその全員を組成せる個人に變遷ありとても、急に變動すべしと假定すべき、何等の理由なし、その外疑もなく比較的に永續的なる、確固性を有すべき風俗、習慣、共同生活の仕方如き、社會的普通事由あり、かくて不徳行爲を促すの直接緣由は、個別としては法外に複雑たり得べきに

拘はらず、社會生活の全組織にありては、同様なる機會、激發及誘惑は常に繰返さる、且又人口の社會的及職業的類別並に所得分配は、變するも徐々にのみ然りとすべきを以て、かゝる緣由の蓋然數は特定の群民につきては、確かに若干年月を通じ略恒同を續け得べし、然るに民衆内に於ける、性格の諸特質齊一分配の假定あるがために、その誘惑に陷わり、不徳行爲を犯すの動機を起すの蓋然數として、個人の集團につき認むべきものにつきても、亦同様に謂ひ得べきを以て、結合せられし是等蓋然數の結果を、表露すべき大量觀察は、同様に略恒同なる比例數を生むべし、略言せんか現今吾人の知れる所によれば、大多數の道德統計現象は恒同たらず、恒同を示せりとするも、それは單純に一般道德及經濟狀態が、重大の變化を生ぜざるに由來す、即ちその大變化なき狀態は、略同し頻繁程度に於て、道德統計上意義ある個別行爲への動機を發せしむ、而して人が事實上何かの動機に驅られ、又人の動機の齊一により、何かの統計的常例を生むとすべきに拘はらず、而も尙不徳行爲を犯さずと決心するの、道德力及能力を一切の場合に、事實上又は抽象的に有せざるか、換言すれば一人がかゝる動機に驅らるゝの外なきや、或は別途に行動するの自由を有するやは、形而上學的問題にして、最早統計學の研究範圍内に存すとするを得ず、又統計學は之が解決に不適任なり、*

吾人が人間行爲の常例に接し、常に事新らしく驚き、否之につき戰慄するも、それは吾人の世界

* Cf. Žižek, op. cit., SS. 170, 287.

觀を必然變せしむべき、一新事發見されたることを決して立證せず、素より吾人は死亡の常例につきても、籤引きの結果に於ける常例につきても、否一般に所謂多數の法則による、支配につきても驚くことあるべきも、任意行爲の常例につきても、是等の諸例以上に驚く、個々の場合に特定の性格を有する者、同一事情の下同一行動の仕方に出づることを、怪しまざるに拘はらず尙然り、こは虞らくは他の理由あるにあらず、個人の行爲につき經驗するときは、屢々極めて詳細なる心理的理由を之に伴ふも、(戯曲及小説を想へ) 統計は個人の群衆による行爲以上には、個人心理的理由の多數を、示すことなきの事實のみによるものたり、而して吾人がこの常例に接して戰慄するは、大部分は一の社會的責務意識より起るものならん、蓋し前に説ける所により明かなるが如く、諸誘因にも亦常例の支配あるに非ずんば、右の常例存し得べきに非ずと、説くのあるを以て、この誘因に關する程度に於ては、社會としても責を分つべき義なればなり、吾人は説くのに要あり、責を分つべしと、否虞らくは屢々主たる責を負ふべきなり、されど往々にして誇張的に主張せらるゝ如く、唯一の責任者たらざるは確かなり、一切の責は常に犯罪人より、社會に轉嫁すべきなりとするの學説、詳言すればその犯人がその境に處して、行動せる諸事情により組成せらるゝ社會に、轉嫁すべしとする學説は、自から敗る、蓋し然りとせば社會の被告人は、悉く言はゞその環境の意志なき產物として、あらゆる責を免がれ得べければなり* (完)

* Cf. Schnapper-Arndt, op. cit., SS. 418. 419.